

医真会八尾総合病院 院内感染対策指針

1. 医療関連感染に対する基本的考え方

院内感染の予防に努め、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため、院内感染防止委員会等を組織し、感染対策指針に則り、院内感染防止対策を推進する。

2. 感染制御のための委員会およびその他の当該病院等の組織に関する基本的事項

1) 院内感染防止委員会 (Infection control committee, ICC)

当院での院内感染防止対策に関して必要な事項について協議・審査し、院内感染防止対策に係る方針を決定する院長直属の諮問機関として設置する。委員会は、以下の事項について審議する。

- (1) 院内感染対策の検討・推進
- (2) 院内感染防止の対応及び原因究明
- (3) 院内感染等の情報収集及び分析
- (4) 院内感染防止等に関する職員の教育・研修
- (5) その他院内感染対策に関する事項

2) 感染管理部門

院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中心的な役割を担う医療安全管理室に感染管理部門を設置する。

感染管理部門は、診療部門、薬剤部門、検査部門、看護部門の感染防止担当者により構成し、院内感染管理者を置く。感染管理部門の主な業務内容は下記の通りである。

- (1) 院内感染対策の企画立案
- (2) 感染に関するサーベイランスの実施
- (3) 院内感染アウトブレイクの発生時の対応
- (4) 感染治療、感染制御に関するコンサルテーション
- (5) 感染対策マニュアルの作成、改正
- (6) 抗菌薬使用に関する教育、指導並びに介入
- (7) 感染に関する院内研修会の企画・運営
- (8) 職員の感染防止対策の企画・運営
- (9) その他感染対策に必要な業務

3) 感染制御チーム(Infection control Team, ICT)

病院長直轄の実践的チームとして組織横断的に院内における集団発生および病院感染管理活動に即応する実働部隊として感染対策チーム（ICT）を置く。ICTの構成メンバーは、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師・事務部門などの多職種からなる。ICTの主な活動内容は下記のとおりである。

- (1) 院内感染事例の把握とその対策の指導
- (2) 院内感染防止対策の実施状況の把握とその対策の指導
- (3) 院内感染発生状況のサーベイランスの情報分析、評価と効果的な感染対策の立案
- (4) 抗MRSA薬の届出制、広域抗菌薬等の投与方法（投与量、投与期間等）の把握と適正化
- (5) 院内感染対策マニュアルの遵守状況の把握と指導
- (6) 定期的な巡回の実施とその記録

4) 感染リンクナース

所属部署においてICTと連携を図りながら感染防止対策を実践し、より安全で質の高い看護サービスを提供する。

3. 職員教育に関する基本方針

院内感染対策委員会とICTは、院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について従業者に周知徹底を図ることを目的に、年2回業務態様に応じた従業者を対象に院内研修会を開催するほか、新規採用者や委託業者に対しても必要に応じて研修を行う。研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）又は外部研修の参加実績（受講日時、研修項目等）等を記録・保存する。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように各種サーベイランスを実施する。

5. 感染症発生時の対応に関する基本方針

- 1) 各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- 2) アウトブレイクあるいは異常発生時には、その状況及び患者への対応等を病院長に報告する。緊急院内感染防止委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。
- 3) 報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 本指針は、患者プラザにおいて、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- 2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

7. その他の院内感染対策の推進のための基本方針

- 1) 職員は、委員会が定めた「院内感染防止マニュアル」に基づいて、手洗いの徹底など感染防止対策に常に努める。
- 2) 職員は、自ら院内感染源とならないよう、定期健康診断を年2回受診し、健康管理に留意するとともに、病院が実施するB型肝炎、インフルエンザ、4種ウイルス感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）の予防接種に積極的に参加する。
- 3) 職員は、感染対策マニュアルに沿って、個人防護具の使用、リキャップの禁止、安全装置付き器材の使用、真空採血管ホルダーの利用、職業感染の防止に努める。
- 4) 院内感染対策は、職員だけでなく面会者などの協力が不可欠であり、従業者以外への院内感染対策の啓発活動を積極的に行う。

平成19年4月1日 制定

平成24年4月1日 改訂

平成25年4月1日 改訂

平成26年10月1日 改訂

平成28年7月1日 改訂